



みずほ信託銀行の遺産整理業務

相続人の皆さまに代わって、
様々な手続きをお手伝いします。

限られた時間のなかで、多くの書類と様々な手続きが必要な相続手続き。
豊富な経験と専門知識を有するスタッフが、
お忙しく、不慣れなご遺族をサポートいたします。

-
- 法定相続人の確認
 - 相続財産の調査・確認
 - 財産目録の作成
 - 預貯金、有価証券などの相続手続き
-

相続はお客さまそれぞれに事情が異なります。
手続きには、期限が定められているものも多くありますので、
お早めに個別相談をご利用ください。

《お問い合わせ先》

(みずほ信託銀行 信託代理店)

相続手続きのお手伝い 遺産整理業務

【お引き受けする主なサービス】

- ① 相続人を確認します。
- ② 遺産の調査・確認等を行います。
- ③ 財産目録を作成します。
- ④ 相続人による遺産分割協議書作成のお手伝いをします。
- ⑤ 遺産の名義変更等を行います。
- ⑥ 財産の管理・運用・処分を行います。
などのこれらの手続きをトータルでお手伝いします。

税理士、司法書士の業務については、それらの専門家が行います。ご希望がある場合には、税理士、司法書士等の専門家をご紹介します。

遺産整理業務の具体的な流れ

相続人の確定 およびお申込

戸籍謄本等をご提出いただいで相続人の確定を行い、お申込をいただきます。

委任のご契約

相続人の皆さまと「遺産整理に関する委任契約」を取り交わします。

遺産の確認

相続人の皆さまのご協力を得て、遺産内容の調査・確認を行い、「財産目録」を作成いたします。

財産の評価

必要に応じて、遺産相続のもとになる個々の財産について、財産評価のための資料等をご提供いたします(具体的な財産の評価は、相続人の皆さまがご依頼された税理士が行います)。

相続人による 遺産分割協議

財産目録や財産の評価資料をもとに、相続人の皆さままで遺産分割の協議を行い、「遺産分割協議書」を作成していただきます。

財産の名義変更

遺産分割協議書に基づき、財産の名義変更等の手続きを行います。

相続税の 申告と納税

相続税をご納付いただきます(相続税の申告・納付手続については、相続人の皆さまがご依頼された税理士が行います)。

財産の管理・ 運用・処分

ご希望に応じて、財産管理、運用、処分等のご相談をお受けいたします。

業務完了の ご報告

業務が完了した時点で「遺産整理顛末報告書」を作成し、ご報告いたします。

遺産整理業務の諸費用

遺産整理業務の報酬

財産比例報酬

相続財産の価額×料率

- ① みずほ銀行、みずほ信託銀行の預金・信託、同2行が販売した金融債・投資信託等^{*}、みずほ証券で保護預りしている株式・債券・投資信託等の有価証券等……………0.330%
- ② その他の財産
 - 1億円以下の部分……………1.540%
 - 1億円を超え3億円以下の部分……………0.880%
 - 3億円を超え5億円以下の部分……………0.550%
 - 5億円を超え10億円以下の部分……………0.440%
 - 10億円を超える部分……………0.330%

最低報酬額 1,100,000円

上記報酬の他にも遺産整理に必要な不動産の相続登記費用その他の実費は別途ご負担いただき、司法書士・税理士などから直接請求があります。

※対象商品は次の通りです。

- 預金(外貨預金を含む)
- 信託(すべての信託受益権、土地信託を含む)
- みずほ銀行、みずほ信託銀行が販売した金融債・投資信託・公共債等、証券関連商品、年金保険(相続発生日現在同2行が保護預り、受託または契約が継続しているものに限る)

注1)相続財産の価額は、相続開始時の積極財産の金額で相続税評価額とします。

注2)上記報酬の合計額には消費税等が含まれています。

○遺産整理業務をお引き受けできない場合がございますので、ご注意ください。

■みずほ信託銀行営業店から遠距離、あるいは連絡や重要書類の受渡しなどに支障をきたす可能性のあるお客さまの場合、責任ある手続きの遂行が困難になるため、お引き受けできないことがあります。

■みずほ信託銀行では、相続分について紛争の調停などを行うことはできません。現在相続のお手続中で、相続人さまの間で紛争状態にある場合につきましては、お引き受けいたしかねます。